

令和8年度 群馬県放課後児童支援員認定資格研修 参加申込書（一般）

フリガナ 氏 名	生年月日	電話番号
住 所		メールアドレス
〒 太田市		

1. 受講資格要件に該当する事項の番号に○を付け、提出書類をご提出してください。

No.	受講資格要件	提出書類
1	保育士の資格を有する者 * 科目④⑤⑥⑦は受講免除	☐ 保育士の資格証明書 ☐ 参加申込書
2	社会福祉士の資格を有する者 * 科目⑥⑦は受講免除	☐ 社会福祉士の資格証明書 ☐ 参加申込書
3	学校教育法の規定による高等学校または中等教育学校を卒業した者、 学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学が認められた者 または通常の課程による12年の学校教育が終了した者であって、2年 以上児童福祉事業に従事した者 * 児童福祉事業とは保育所や児童家庭センターなど (児童福祉法7条より)	☐ 最終学歴の卒業証明書 ☐ 実務経験証明書(三号) ☐ 参加申込書
4	教職員免許法第4条に規定する免許状を有する者 * 科目④⑤は受講免除	☐ 教員免許証 ☐ 参加申込書
5	大学において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学 を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者	☐ 大学の卒業証明書 ☐ 参加申込書
6	⑤の学科または相当する課程において優秀な成績で単位を取得したこ とにより、大学院への入学が認められた者	☐ 大学院の在学証明書 ☐ 参加申込書
7	⑥の大学院で研究科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者	☐ 大学院の卒業証明書 ☐ 参加申込書
8	外国の大学において、⑤の学科またはこれらに相当する課程を修めて 卒業した者	☐ 大学の卒業証明書 ☐ 参加申込書
9	高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に 類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者 * 放課後児童健全育成事業とは、学童や放課後児童クラブなど	☐ 最終学歴の卒業証明書 ☐ 従事証明書(9号) ☐ 認定願(9号) ☐ 参加申込書
10	5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が 適当と認めた者 * 中卒者等も含む	☐ 最終学歴の卒業証明書 ☐ 従事証明書(10号) ☐ 認定願(10号) ☐ 参加申込書

* いずれの申し込みにも参加申込書のご提出をお願いいたします。

* 実務経験証明書、従事証明書は従事していた施設でご記入の上、ご提出をお願いいたします。

裏面もございます。

2. 受講会場の希望順に第1希望から第3希望までご記入してください。

希望順	会場		1日目 科目①②③	2日目 科目④⑤⑥⑦	3日目 科目⑧⑨⑩	4日目 科目⑪⑫⑬	5日目 科目⑭⑮⑯
第 希望	【前橋】	群馬県勤労福祉センター (前橋市野中町361-2)	9月1日 (火) 9:20~15:15	9月13日 (日) 9:20~16:50	9月15日 (火) 9:20~15:10	9月25日 (金) 9:20~15:10	9月28日 (月) 9:20~15:10
第 希望	【高崎】	Gメッセ群馬 (高崎市岩押町12-24) *駐車場代がかかります。	11月4日 (水) 10:00~15:55	11月10日 (火) 10:00~17:30	11月18日 (水) 10:00~15:50	11月23日 (月・祝) 10:00~15:50	11月26日 (木) 10:00~15:50
第 希望	【伊勢崎】	ナルセグループ 伊勢崎市民プラザ (伊勢崎市富塚町220)	10月8日 (木) 10:00~15:55	10月18日 (日) 10:00~17:30	10月21日 (水) 10:00~15:50	10月26日 (月) 10:00~15:50	10月31日 (土) 10:00~15:50

3. 令和7年度の「一部科目終了証」が交付されている場合は、下記にご記入ください。
また、前年度一部科目修了者の方は今年度の受講科目の番号をご記入ください。(対象者のみ)

一部科目修了証	前年度一部科目修了者の今年度の受講科目番号
第 号	

【研修科目一覧】

① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
④ 子どもの発達理解 * 1 保育士、3 教諭は受講免除
⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達 * 1 保育士、3 教諭は受講免除
⑥ 障がいのある子どもの理解 * 1 保育士、2 社会福祉士は受講免除
⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解 * 1 保育士、2 社会福祉士は受講免除
⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
⑨ 子どもの遊びの理解と支援
⑩ 障がいのある子どもの育成支援
⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
⑫ 学校・地域との連携
⑬ 子どもの生活面における対応
⑭ 安全対策・緊急時対応
⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

【記入例】令和8年度 群馬県放課後児童支援員認定資格研修 参加申込書（一般）

フリガナ 氏 名 ジドウシセツカ 児童施設課	生年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	電話番号 0276-47-1924
住 所 〒373-0853 太田市浜町2-35		メールアドレス 〇〇〇〇〇〇@〇〇〇〇〇

1. 受講資格要件に該当する事項の番号に○を付け、提出書類をご提出してください。

No.	受講資格要件	提出書類
①	保育士の資格を有する者 * 科目④⑤⑥⑦は受講免除	☒ 保育士の資格証明書 ☒ 参加申込書
2	社会福祉士の資格を有する者 * 科目⑥⑦は受講免除	☐ 社会福祉士の資格証明書 ☐ 参加申込書
3	学校教育法の規定による高等学校または中等教育学校を卒業した者、 学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学が認められた者 または通常の課程による12年の学校教育が終了した者であって、2年 以上児童福祉事業に従事した者 * 児童福祉事業とは保育所や児童家庭センターなど (児童福祉法7条より)	☐ 最終学歴の卒業証明書 ☐ 実務経験証明書(三号) ☐ 参加申込書
4	教職員免許法第4条に規定する免許状を有する者 * 科目④⑤は受講免除	☐ 教員免許証 ☐ 参加申込書
5	大学において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学 を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者	☐ 大学の卒業証明書 ☐ 参加申込書
6	⑤の学科または相当する課程において優秀な成績で単位を取得したこ とにより、大学院への入学が認められた者	☐ 大学院の在学証明書 ☐ 参加申込書
7	⑥の大学院で研究科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者	☐ 大学院の卒業証明書 ☐ 参加申込書
8	外国の大学において、⑤の学科またはこれらに相当する課程を修めて 卒業した者	☐ 大学の卒業証明書 ☐ 参加申込書
9	高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に 類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者 * 放課後児童健全育成事業とは、学童や放課後児童クラブなど	☐ 最終学歴の卒業証明書 ☐ 従事証明書(9号) ☐ 認定願(9号) ☐ 参加申込書
10	5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が 適当と認めた者 * 中卒者等も含む	☐ 最終学歴の卒業証明書 ☐ 従事証明書(10号) ☐ 認定願(10号) ☐ 参加申込書

* いずれの申し込みにも参加申込書のご提出をお願いいたします。

* 実務経験証明書、従事証明書は従事していた施設でご記入の上、ご提出をお願いいたします。

裏面もございます。

2. 受講会場の希望順に第1希望から第3希望までご記入してください。

希望順	会場		1日目 科目①②③	2日目 科目④⑤⑥⑦	3日目 科目⑧⑨⑩	4日目 科目⑪⑫⑬	5日目 科目⑭⑮⑯
第1希望	【前橋】	群馬県勤労福祉センター (前橋市野中町361-2)	9月1日 (火) 9:20~15:15	9月13日 (日) 9:20~16:50	9月15日(火) 9:20~15:10	9月25日(金) 9:20~15:10	9月28日(月) 9:20~15:10
第2希望	【高崎】	Gメッセ群馬 (高崎市岩押町12-24) *駐車場代がかかります。	11月4日 (水) 10:00~15:55	11月10日 (火) 10:00~17:30	11月18日 (水) 10:00~15:50	11月23日 (月・祝) 10:00~15:50	11月26日 (木) 10:00~15:50
第3希望	【伊勢崎】	ナルセグループ 伊勢崎市民プラザ (伊勢崎市富塚町220)	10月8日 (木) 10:00~15:55	10月18日 (日) 10:00~17:30	10月21日 (水) 10:00~15:50	10月26日 (月) 10:00~15:50	10月31日 (土) 10:00~15:50

3. 令和7年度の「一部科目終了証」が交付されている場合は、下記にご記入ください。
また、前年度一部科目修了者の方は今年度の受講科目の番号をご記入ください。(対象者のみ)

一部科目修了証	前年度一部科目修了者の今年度の受講科目番号
第 100 号	⑪から⑯

【研修科目一覧】

① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
④ 子どもの発達理解 * 1 保育士、3 教諭は受講免除
⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達 * 1 保育士、3 教諭は受講免除
⑥ 障がいのある子どもの理解 * 1 保育士、2 社会福祉士は受講免除
⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解 * 1 保育士、2 社会福祉士は受講免除
⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
⑨ 子どもの遊びの理解と支援
⑩ 障がいのある子どもの育成支援
⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
⑫ 学校・地域との連携
⑬ 子どもの生活面における対応
⑭ 安全対策・緊急時対応
⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守